

株 主 各 位

福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本総会は、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を実施の上で開催いたします。なお、書面又はインターネット等により議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記3頁の「議決権行使のご案内」及び株主総会参考書類をご確認の上、2022年5月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、ご自宅等で本総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会のライブ配信を実施いたします。詳細は同封の「第73回定時株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年5月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区東光二丁目22番15号
博多国際展示場&カンファレンスセンター 4階401ホール
(会場が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第73期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載された事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.mrmax.co.jp/>) に掲載いたします。

【本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・会場入口付近で、検温をさせていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・ご入館の際、並びに会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただきます。
- ・お土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.mrmax.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。
なお、本年は書面又はインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限：2022年5月25日（水曜日）午後6時到着分まで

【インターネット等による議決権行使の場合】

63頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいまして、画面の案内にしたがって、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2022年5月25日（水曜日）午後6時入力完了分まで

●書面とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【株主総会へのご出席による議決権行使の場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2022年5月26日（木曜日）午前10時

●機関投資家の皆様へ：本総会につき、議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

第73期 (2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う外出自粛が続いたことに加え、原油、原材料の高騰など、企業活動の停滞や個人の消費マインドが冷え込む厳しい状況が続きました。

このような環境において、当社グループでは普段の暮らしを支える社会インフラとしての役割を果たすべく、総合ディスカウントストアの強みである生活必需品を中心とした幅広い品揃えと低価格で、お客様の暮らしを応援してまいりました。一か所で短時間に買い物ができる「ワンストップショッピング」を実現するため、お客様の生活スタイルの変化に合わせた品揃えの拡大や買い物しやすい商品のレイアウトなど、便利な買物環境の強化にも取り組んでまいりました。また、お客様、従業員の安全・安心を最優先し、店内設備の定期的な消毒に加え、就業前の体温チェックや体調報告など感染拡大の予防を継続しております。

当期は、いつ来ても安い「エブリデイ・ロープライス (EDLP)」というディスカウントストアの実現にチャレンジいたしました。2021年3月からは5千品目の値下げ、月1回のクレジットカード会員向けの割引セール廃止に加え、アプリやSNSを使った販売促進活動にも注力し、EDLP強化に努めてまいりました。

売上高は、コロナによる需要の一巡から、当連結会計年度における既存店売上高の前年同期比は6.1%減少し、93.9%となりました。また、荒利益率は前年から0.3%減少し22.3%となりましたが、原材料や輸送コストの上昇が続く中、コロナ禍前の一昨年度実績21.3%を1%上回りました。過度なセール企画やカード会員限定割引を見直し、荒利益率の水準は向上しました。

商品部門別には、家電やアパレルが苦戦した一方、外出自粛の生活が続いたことを反映し、ペット用品、園芸用品が伸長したライフスタイル部門、菓子や酒、調味料などを中心に食品部門が堅調でした。また、外出の機会も徐々に増えてきたことで、不織布マスクやオーラルケア用品が伸長し、HBC部門も底堅く推移しました。

店舗展開につきましては、2021年12月に「ミスターマックス糸島店」をオープンいたしました。開店以来、計画を上回るペースで売上が推移しております。この出店に伴い、2022年2月末において58店舗を展開しております。

店舗戦略においては、既存店改装を行い、店舗の利益率改善を進めてまいりました。

た。

これらの結果、全店売上高は、前年同期比94.5%となり、当連結会計年度の営業収益（売上高＋不動産賃貸収入＋その他の営業収入）は1,248億31百万円（前期比94.7%）となりました。

一方、コスト面においては、店舗における人時数をコントロールできたことやクレジットカード決済手数料が減少するなど販売手数料が減少した結果、販売費及び一般管理費は、271億81百万円（前期比98.5%）となりました。営業利益は44億87百万円（前期比74.6%）、経常利益は43億46百万円（前期比75.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、28億53百万円（前期比80.5%）と減益になりましたが、一昨年に比べ、荒利益率が改善したことに加え、コスト削減を徹底した結果、営業利益の一昨年は約1.8倍、経常利益は同1.9倍となり収支構造改革が進みました。

当連結会計年度の営業収益の内訳は次のとおりであります。

（百万円未満切捨）

13.5部 門				第73期	前期比（%）
家			電	17,522	89.9
ア	パ	レ	ル	6,897	87.1
ラ	イ	フ	ス	16,502	96.1
ホ	ー	ム	リ	11,611	92.6
H		B	C	24,405	96.4
食			品	42,992	96.6
そ		の	他	53	1,134.5
相	殺		消	△10	98.3
売	上	高	計	119,975	94.5
不 動 産 賃 貸 収 入				3,832	98.7
そ の 他 の 営 業 収 入				1,023	103.1
営 業 収 益				124,831	94.7

(注) 1. 部門ごとの主な事業内容については「(7) 主要な事業内容」に記載しております。

2. グループ会社間の取引については、相殺消去して表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は10億80百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	投資金額	設備の内容
本社	609百万円	システム投資
ミスターマックス糸島店	163百万円	新規出店

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、銀行借入により65億円を調達する一方、75億6百万円を返済致しました。なお、当社は運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために、機動的な資金調達手段を確保することを目的として主要取引金融機関4行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は2021年10月29日に第1回無担保社債を発行し、20億円を調達いたしました。

これらの結果、当連結会計年度において有利子負債残高は9億93百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染再拡大や原材料の高騰は今後も世界経済に大きく影響することが想定されます。国内では個人の可処分所得が増えず、将来への不安から節約志向はますます強まっています。当社を取り巻く環境では、少子高齢化に伴う市場縮小、さらには小売業態の垣根を越えた企業間競争が厳しさを増しており、市場の変化に対応するとともに生産性の向上やコスト削減が重要となっています。また、気候変動など環境問題や社会課題に対するお客様の関心も一層高まりました。持続可能な社会を実現するESG活動を重視した経営が求められています。

このような環境下で、当社グループは、経営理念である「お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を実現するべく、毎日低価格で提供し続けるとともに売上高営業利益率を重要な経営指標と捉え、ローコスト運営に注力しています。価値ある安さの提供と当社グループの収益力の向上と合わせ、日々の暮らしを支える社会インフラとして総合ディスカウントストアの役割を果たすことが重要と考えております。

特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①エブリデイ・ロープライス（EDLP）を実現する徹底したローコスト運営

商品調達から販売まで、徹底したローコストオペレーションの仕組みを磨き、EDLPを実現いたします。

本部業務を削減するとともに、店舗においては納品計画や作業手順の見直しを実施することで、さらなる生産性の向上に努めてまいります。作業を見直すだけでなくITツール導入も推し進め、収益力の向上に取り組みます。

②商品を通じた価値の提供

従来から強みとしている「価値ある安さ」にさらに磨きをかけることに加えて、

お客様のご支持をいただける商品の育成に努め、他社との差別化や利益改善につなげてまいります。

店舗では「商品を選びやすい売場づくり」を徹底し、お客様の買物環境の改善に取り組んでまいります。

③マルチフォーマットの開発

当社はワンフロア型の総合ディスカウントストアでの出店を基本としています。店舗立地の特性に応じて小型から大型までの多様な面積と最適な品揃えに対処できる店づくりを行ってまいります。引き続き効率的な投資を行ってまいります。

④持続可能な社会づくりへの貢献

環境や社会課題に配慮した商品調達、CO₂排出量削減、従業員が働きやすい環境の整備、法令遵守を徹底する従業員教育などについて、サステナビリティ委員会を中心に推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 (2019年2月期)	第71期 (2020年2月期)	第72期 (2021年2月期)	第73期 (当連結会計年度 (2022年2月期))
営 業 収 益 (百万円)	118,744	122,319	131,789	124,831
経 常 利 益 (百万円)	2,705	2,238	5,748	4,346
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,249	1,321	3,542	2,853
1株当たり当期純利益 (円)	67.76	39.82	106.73	85.97
総 資 産 (百万円)	80,130	83,604	82,306	82,216
純 資 産 (百万円)	24,042	24,694	27,863	29,706
1株当たり純資産額 (円)	724.27	743.91	838.36	894.76

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 ミスターマックス	福岡県福岡市	10百万円	100%	ディスカウントストア 事業
上海最高先生商貿 有限公司	中華人民共和国	8百万人民元	60%	中国国内EC事業

(7) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

- ① 家電 テレビ等の映像機器、オーディオ、通信機器、冷蔵庫等の台所用家電品、洗濯機等の家事用家電品、照明用品、エアコン等の季節家電品等の販売
- ② アパレル 実用衣料品、子供・ベビー衣料品、紳士衣料品、婦人衣料品、シューズ、服飾雑貨品、時計・宝飾品等の販売
- ③ ライフスタイル ペット用品、自転車、スポーツ用品、カー用品、玩具、文具、園芸・DIY用品等の販売
- ④ ホームリビング 台所用品、日用雑貨品、インテリア・収納用品等の販売
- ⑤ HBC (Health and Beauty Care) 洗剤・化粧品、紙綿、医薬品等の販売
- ⑥ 食品 菓子、飲料、加工食品、米、酒、日配食品等の販売
- ⑦ ショッピングセンター運営による店舗賃貸

(8) 主要な事業所 (2022年 2 月28日現在)

本社	福岡市東区松田
西日本本部	同上
東京本部	東京都港区芝大門
福岡物流センター	福岡県糟屋郡久山町
埼玉物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町
広島物流センター	広島県東広島市
店舗58店	

県 名	店 舗 数	店 舗 名(所在地)		
福 岡 県	25	・ 長住店(福岡市南区) ※宗像店(宗像市) ・ 飯塚花瀬店(飯塚市) ・ 土井店(福岡市東区) ※橋本店(福岡市西区) ※春日店(春日市) ・ 小倉北店(北九州市小倉北区) ・ Select宇美店(糟屋郡) ・ 糸島店(糸島市)	・ Select野芥店(福岡市早良区) ※田川バイパス店(田川市) ・ 久留米インター店(久留米市) ※八幡西店(北九州市八幡西区) ・ 筑紫野店(筑紫野市) ・ 吉塚店(福岡市東区) ・ Select美野島店(福岡市博多区) ・ Select福津店(福津市)	・ 大野城店(大野城市) ・ 粕屋店(糟屋郡) ※本城店(北九州市八幡西区) ※大牟田店(大牟田市) ・ Select篠栗店(糟屋郡) ・ 姪浜店(福岡市西区) ・ 八幡東店(北九州市八幡東区) ・ 食品館月隈店(福岡市博多区)
大 分 県	3	※宇佐店(宇佐市)	・ 西大分店(大分市)	・ Select南大分店(大分市)
熊 本 県	5	※松橋店(宇城市) ※熊本インター店(熊本市)	※山鹿店(山鹿市) ・ 熊本北店(熊本市)	・ 熊本南店(熊本市)
佐 賀 県	4	※北茂安店(三養基郡) ・ 唐津店(唐津市)	・ 佐賀店(佐賀市)	・ 伊万里店(伊万里市)
宮 崎 県	1	※日向店(日向市)		
長 崎 県	2	※長崎店(長崎市)	※時津店(西彼杵郡)	
山 口 県	4	・ 末武店(下松市) ※山口店(山口市)	※宇部店(宇部市)	※柳井店(柳井市)
広 島 県	2	・ 八本松店(東広島市)	・ 新神辺店(福山市)	
岡 山 県	1	・ 岡山西店(岡山市)		
群 馬 県	2	※倉賀野店(高崎市)	※伊勢崎店(伊勢崎市)	
埼 玉 県	2	・ 南桜井店(春日部市)	・ 所沢店(所沢市)	
茨 城 県	2	※取手店(取手市)	・ 守谷店(守谷市)	
千 葉 県	3	※新習志野店(習志野市)	※おゆみ野店(千葉市)	・ 千葉美浜店(千葉市)
東 京 都	1	※町田多摩境店(町田市)		
神 奈 川 県	1	※湘南藤沢店(藤沢市)		

- (注) 1. 上記には当社子会社の拠点も含めております。
2. ※印の店舗は当社が開発したショッピングセンター内に outlet しております。
3. 当連結会計年度において、新たに糸島店(福岡県糸島市)を開店いたしました。

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
727名(1,737名)	10名増(49名減)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名(21名)	9名増(2名減)	45.2歳	19.5年

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

① 主要な借入先

借入先	借入額残高
株式会社福岡銀行	7,645百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,880
株式会社北九州銀行	3,193
株式会社肥後銀行	2,082
株式会社三菱UFJ銀行	1,549

② コミットメントライン契約

主要取引金融機関4行と総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 39,611,134株（自己株式 6,418,171株を含む）
- (3) 株主数 14,936名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	6,435	19.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,782	8.38
有 限 会 社 W a i z H o l d i n g s	2,578	7.77
ミスターマックス 取 引 先 持 株 会	2,507	7.56
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,414	4.26
M r M a x H D 社 員 持 株 会	1,160	3.50
平 野 能 章	1,075	3.24
平 野 淳 子	701	2.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	642	1.94
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	510	1.54

（注）1. 持株比率は自己株式（6,418,171株）を控除して計算しております。

2. 自己株式は上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	平 野 能 章	最高経営責任者兼最高執行責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	小 田 康 徳	管理部門管掌
取 締 役 執 行 役 員	吉 田 康 彦	社長室長兼経営企画室長兼デジタル戦略室長
取 締 役 執 行 役 員	石 井 宏 和	財務部門管掌兼新規事業開発室長
取 締 役 執 行 役 員	角 俊 治	開発部門管掌
取 締 役 執 行 役 員	鳥 越 寛	リテール部門管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ミスターマックス取締役DS事業本部長
取 締 役	家 永 由 佳 里	弁護士
取 締 役	西 村 豊	
取 締 役	内 藤 達 次 郎	
常 勤 監 査 役	石 田 富 英 雄	
常 勤 監 査 役	宮 崎 隆	
監 査 役	工 藤 雅 春	公認会計士
監 査 役	佐 田 洋 平	弁護士

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏、西村豊氏、内藤達次郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤雅春氏及び佐田洋平氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の家永由佳里氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役の西村豊氏は、企業経営全般への見識と小売業界に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役の内藤達次郎氏は、企業経営全般への見識とICT全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役の工藤雅春氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役の佐田洋平氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役家永由佳里氏、西村豊氏、内藤達次郎氏、監査役工藤雅春氏及び佐田洋平氏の5名を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償請求の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員責任賠償保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。なお、当該保険の契約期間は2021年10月からの1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ報酬決定の方針及び報酬体系について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けた内容をもとにしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬決定の方針

取締役の報酬は、下記の考え方の通り、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上及び企業価値の増大に対する各取締役へのインセンティブ効果が発揮されるよう、職責と業績への貢献実績に応じて基本報酬及び賞与等の額を決定することを基本方針としており、指名・報酬諮問委員会の答申結果を最大限に尊重して、総合的に検討します。

【考え方】

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、他社水準を参考に役職者毎の報酬レンジを定め、役職に基づく夫々の職務と責任の範囲、及び業績評価を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績に連動した役員賞与支給に関するガイドラインの条件を全て満たした場合、現金報酬にて毎年、一定の時期に支給する。また、各取締役への配分は、取締役の報酬等額(年額400百万円以内(うち社外取締役は30百万円以内))から月額の固定報酬を除いた金額をもとに、賞与金額を算出の上、個人別評価に基づき算定する。役員賞与支給に関するガイドラインの条件は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

【ガイドラインの条件】

- ・営業キャッシュ・フローが黒字であること
- ・連結決算・単体決算が黒字であること
- ・経常利益24億円、当期純利益12億円を上回ること
- ・年間を通じて1株10円以上の配当ができること
- ・従業員賞与原資の削減がないこと

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬等の支給がない場合は、基本報酬100%となる。また、業績連動報酬等の支給がある場合、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝70%：30%(業績目標を100%達成した時)とする。

e. 個人別の報酬等の内容の決定の方法

業務執行取締役の報酬は3名以上の取締役(委員長及び過半数の委員は社外取締役)で構成された指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定する。

監査役の個別の報酬額については監査役の協議により決定する。

f. 取締役及び監査役の報酬に関する株主総会の決議内容

取締役の報酬等額については、2019年5月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役の報酬等額を年額400百万円以内(うち社外取締役は30百万円以内)と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は2名)です。

監査役の報酬等額については、2017年5月26日開催の第68回定時株主総会において、監査役の報酬等額を年額30百万円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	234 (14)	234 (14)	- (-)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	24 (6)	24 (6)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	259 (20)	259 (20)	- (-)	14 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役6名の使用人分給与相当額53百万円を支払っております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況及び発言状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	家 永 由佳里	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。
取 締 役	西 村 豊	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席いたしました。主に企業経営全般に関する豊富な見識と小売業界に関する豊富な知見をふまえた発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。
取 締 役	内 藤 達次郎	2021年5月26日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。主にICTに関する豊富な知見と企業経営に関する見識をふまえた発言（期待される役割に沿ったものを含む）を適宜行っております。
監 査 役	工 藤 雅 春	当事業年度開催の取締役会14回のすべて及び監査役会20回のうち19回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	佐 田 洋 平	当事業年度開催の取締役会14回のすべて及び監査役会20回のうち19回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 1. 当事業年度開催の取締役会は14回、監査役会は20回であります。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務の報酬等の額

38百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益等の合計額

38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署より入手した必要な資料ならびに会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、報酬見積の算定根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（財務報告にかかるIT全般統制）について対価として14百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等に違反・抵触した場合及び会計監査人の監査品質、独立性等により職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

I. 基本方針

当社グループは、企業活動を展開していくに当たって、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、役員及び従業員が守るべき行動規範として、「ミスターマックス行動規範」を制定しております。

当社は、この行動規範に則り、適正な業務運営のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

II. 会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関する項目

1. 取締役の職務に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条1項1号)

- ① 社内規程（文書取扱いマニュアル）に則り適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を、随時閲覧できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項3号)

- ① 当社は、社長以下取締役、執行役員及び常勤監査役によって構成される経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議を行う。
- ② 当社は、経営の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設け、月1回以上開催し、重要な経営事項について十分な検討を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ③ 取締役会において、月次・四半期業績の観察・分析・判断をして、改善・改革を行う。
- ④ 当社は、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。

当委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める構成とし、取締役候補者の指名及び取締役の報酬等について審議した結果を取締役

会へ答申する。

2. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条1項2号)

① 取締役会によるリスク管理

定例取締役会において、営業状況、資金繰りを含めた財務状況、店舗開発の進捗状況が報告されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、リスクへの早期対応を行う。

② 内部監査部門

監査部を設置し、監査役及び監査役会と連携を図りながら、内部統制の観点から各部門の業務の適法性及び妥当性について監査を実施する。監査部員が、各店舗及び本部の各部署を定期的に監査し、リスクの存在を早期に発見し、業務執行責任者である取締役へ急報できる体制を整備する。

③ 緊急事態への対応

緊急事態対応マニュアルを、各部署及び幹部社員の自宅に常備し、早期に対策本部を設置できる体制を整える。

④ 「コンプライアンス委員会」

「コンプライアンス委員会」は、リスクマネジメント委員会の機能を持ち、定期的な会議で、情報を共有、相互牽制を行い、必要に応じて、それぞれの担当部署が規程・マニュアルの作成・配布・周知徹底を行う。

3. コンプライアンス（社会規範、倫理、法令及び定款の遵守）体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項4号)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条4項6号)

① 「コンプライアンス委員会」

当社のコンプライアンス体制構築とその徹底、推進並びに法令等や行動規範に違反する行為に対処するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織する。当委員会は、取締役及び社員、さらに弁護士を含む外部メンバーから成る常任委員（オブザーバーとして常勤監査役が参加）と、各部門長及び店長から成る推進委員によって構成され、コンプライアンス精神の全社への周知徹底を図る。

② 内部監査部門

監査部が、本部・店舗における職務の遂行状況の監査を内部監査規程に則り実施し、業務執行責任者である取締役に報告の上、改善指導を行い、さらに改善状況についての監査を実施する。

③ ヘルプラインの活用

社内外に設置しているミスターマックス コンプライアンス・ヘルプラインにおいて、リスク・法令違反などの情報を受け付け、コンプライアンス委員会へ報告の上、適正な是正処置を図る。

4. 企業集団のコーポレート・ガバナンス体制

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項5号)

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図ります。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会で承認を得ることとしています。
- (4) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的の子会社の内部監査を実施しています。

5. 監査役の職務に関する体制

- (1) 監査役及び監査役会の職務を補助する体制及びその独立性

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条3項1号)

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条3項2号)

監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

(会社法施行規則第100条3項3号)

- ① 監査役及び監査役会の職務の補助を行う監査役スタッフとして、総務部内に1名配置し、総務業務と併せて担当する。
 - ② 監査役会は、監査役スタッフの人事異動について、事前に報告を受け、必要がある場合は、変更の申し入れを行うことができる。
 - ③ 監査役スタッフを懲戒に処する場合は、事前に監査役会の承認を得るものとする。
 - ④ 会社は、内部監査部門をはじめとする各部門は、監査役の指示による監査役スタッフの調査他依頼に関して協力することを周知徹底する。
- (2) 監査役及び監査役会に対する報告体制
取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条3項4号)

- ① 監査役は出席した取締役会において、議案の審議及び報告事項を聴取できる。

- ② 当社の従業員を対象としたコンプライアンス・ヘルプラインへの通報内容は、監査役がオブザーバーとして出席するコンプライアンス委員会において報告される。
- ③ 監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人から必要な報告を受けることができる。
- (3) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条3項5号)
 - ① 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
 - ③ 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役へ報告する。
- (4) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条3項6号)

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または、債務を処理する。
- (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条3項7号)

取締役会の運営、議事録の作成・備え置きに関する事務、その他法令の解釈運用等に関する事務並びに取締役会資料の管理等に関する事務を、総務部が行い、監査役は、総務部へ要請すれば、いつでも必要情報を入手できる。

監査役が内部監査部門に職務の補助を要請したときは、これを応諾し、必要な協力を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 「取締役の職務に関する体制」

- (1) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」につきましては、必要な情報は、各部署及びデータとして保管・管理され、取締役及び監査役は随時閲覧できる状態となっています。
- (2) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」につきましては、取締役会を14回開催し、経営方針、出店計画、経営計画の進捗状況及び月次・四半期業績の分析や評価など経営に関する重要事項について検討し、法令・定款等への適合性及び会社の業務の適正を確保する観点から審議致しました。
- (3) 社長以下取締役、執行役員及び常勤監査役によって構成される経営会議を22回開催し、取締役会上程前の事案や投資案件、重要な事案の進捗状況など、関係

者による協議或いは審議を致しました。

2. 「リスク管理体制」

- (1) 取締役会において、営業状況や資金繰り等が毎月報告され、リスクの早期発見と対応できる体制を整え、運用されております。
- (2) 内部統制の観点から実施した内部監査部門の監査結果は年4回及び必要に応じて随時監査役会に報告され、併せて業務執行責任者の取締役への急報体制を整えております。
- (3) 社長以下社内委員と社外委員（専門家）で構成するコンプライアンス委員会は年6回開催され、リスクの情報共有とリスクの未然防止に関する議論を行っております。

3. 「コンプライアンス体制」

- (1) 役員以下従業員の法令違反に対応するコンプライアンス委員会を年6回開催し、法令や行動規範に違反した場合に、対応を検討・決定する体制を整えております。
- (2) 内部監査部門が本部・店舗における職務の遂行状況を監査し、業務執行責任者の取締役へ報告の上、改善命令・フォロー監査を実施しております。
- (3) 弁護士事務所及び総務部内にヘルプラインの受付を設置し、事案が発生した場合はコンプライアンス委員会へ報告され、適切な是正措置を図る体制を整えています。

4. 「企業集団のコーポレート・ガバナンス体制」

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「ミスターマックス行動規範」を適用し、その理念の共有を図ります。
- (2) 子会社の営業・財務状況等を日々確認できる体制を構築しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けています。
- (3) 子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会の承認を得ることとしています。
- (4) 内部監査部門は、内部監査計画に則って、定期的の子会社の内部監査を実施しています。

5. 「監査役の職務に関する体制」

- (1) 総務部内に監査役スタッフを1名配置し、監査役の職務の補助を行っております。
- (2) 監査役は、取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他、職務に必要と判断した会議へ出席できる体制を整えております。
- (3) 内部通報については、匿名でも受け付けており、通報内容及び対応は監査役に報告され、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (4) 往査に関する費用や書籍代など監査に必要な経費は、監査役の請求に基づき処理しております。
- (5) 監査に必要な資料等を主に総務部が管理し、監査役の要請に基づき何時でも提出するとともに、内部監査部門他各部署も、監査役の要請に基づき監査役の監査業務に協力する体制を整えております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,012	流 動 負 債	26,717
現金及び預金	2,887	支払手形及び買掛金	7,412
売 掛 金	2,645	電 子 記 録 債 務	7,477
商 品	9,866	1年内返済予定の長期借入金	5,842
貯 蔵 品	40	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	286
そ の 他	1,573	リ ー ス 債 務	702
固 定 資 産	65,203	未 払 法 人 税 等	361
有 形 固 定 資 産	48,852	賞 与 引 当 金	861
建物及び構築物	13,439	資 産 除 去 債 務	5
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	3,767
工具、器具及び備品	1,227	固 定 負 債	25,793
土 地	31,093	社 債	1,714
リ ー ス 資 産	3,092	長 期 借 入 金	15,316
無 形 固 定 資 産	1,036	リ ー ス 債 務	2,937
リ ー ス 資 産	229	退職給付に係る負債	1,082
そ の 他	806	資 産 除 去 債 務	1,162
投資その他の資産	15,314	そ の 他	3,578
投資有価証券	345	負 債 の 部 合 計	52,510
長 期 貸 付 金	19	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	1,688	株 主 資 本	29,688
敷 金	3,821	資 本 金	10,229
差 入 保 証 金	8,614	資 本 剰 余 金	7,980
そ の 他	881	利 益 剰 余 金	14,081
貸 倒 引 当 金	△56	自 己 株 式	△2,603
資 産 の 部 合 計	82,216	その他の包括利益累計額	10
		その他有価証券評価差額金	53
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5
		退職給付に係る調整累計額	△47
		非 支 配 株 主 持 分	6
		純 資 産 の 部 合 計	29,706
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	82,216

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		119,975
売上原価		93,162
売上総利益		26,812
営業活動の他の営業収入		3,832
不		1,023
営業総利益		31,668
販売費及び一般管理費		27,181
営業利益		4,487
(営業外収益)		
受取利息	32	
受取配当金	12	
貸倒引当金戻入額	31	
テナント退店収益	34	
その他	43	153
(営業外費用)		
社債償還利息	0	
支払利息	191	
社債発行費	23	
システム開発中止に伴う損失	16	
その他	63	295
経常利益		4,346
(特別利益)		
受取保険金	5	5
(特別損失)		
災害による損失	17	
投資有価証券売却損	0	
固定資産除却損	17	
減損	8	44
税金等調整前当期純利益		4,307
法人税、住民税及び事業税	1,362	
法人税等調整額	127	1,490
当期純利益		2,817
非支配株主に帰属する当期純損失		36
親会社株主に帰属する当期純利益		2,853

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					本 株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 合	
当 期 首 残 高	10,229	7,980	12,256	△2,602		27,864
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,029			△1,029
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,853			2,853
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分		0		0		0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	0	1,824	△0		1,823
当 期 末 残 高	10,229	7,980	14,081	△2,603		29,688

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	27	0	△64	△36	35	27,863
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,029
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2,853
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	25	4	16	47	△29	18
当 期 変 動 額 合 計	25	4	16	47	△29	1,842
当 期 末 残 高	53	5	△47	10	6	29,706

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ミスターマックス
上海最高先生商貿有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海最高先生商貿有限公司決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

- 商品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ただし、物流センター内の商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物及び構築物 定額法（ただし2016年3月31日以前に取得した構築物については定率法）
- その他 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

賃借期間で均等償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

③ 消費税等の処理

税抜方式によっております。

④ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	8
有形固定資産	46,418

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象となる固定資産の計上額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗またはショッピングセンターを基本単位として、また遊休資産については物件単位ごとにグルーピングを行っております。各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、時価の大幅な下落、店舗閉鎖の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合は減損の兆候を認識しております。

減損の兆候に該当する資産グループについては、事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が資産グループの帳簿価額を下回る場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、各資産グループの将来キャッシュ・フローの基礎となる売上成長率と荒利益率等であり、市場動向や過去の実績等を勘案して算定しております。

当該見積りについては、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定へ影響を与える可能性があり、不確実性を伴うものであり、経済状況や当社グループを取り巻く市場環境の変化により主要な仮定が変化した場合には翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,688

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）における企業の分類に応じて、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング、将来の課税所得の見積り等に基づいて検討しています。将来減算一時差異には解消見込年度が長期にわたるものが含まれており、また評価引当額もあるため、企業の分類及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングの検討が、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与えています。これらの検討は、将来の経営環境の変化の見込み及び各店舗の営業継続の見通しを基に行っていますが、これらの見通しが変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

1. 有形固定資産の減価償却累計額		41,897百万円
2. 担保に供している資産	建物	4,411百万円
	土地	19,284百万円
	計	23,696百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	3,146百万円
	長期借入金	10,115百万円
	計	13,262百万円

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式	39,611,134株
2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項		

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,029	31.00	2021年2月28日	2021年5月27日

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百 万 円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年5月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	896	27.00	2022年2月28日	2022年5月27日

2022年2月28日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,887	2,887	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	345	345	—
(3) 差入保証金	8,614	8,281	△333
(4) 支払手形及び買掛金	(7,412)	(7,412)	—
(5) 電子記録債務	(7,477)	(7,477)	—
(6) 長期借入金	(21,158)	(20,974)	184
(7) 社債	(2,000)	(1,996)	3
(8) リース債務	(3,640)	(3,590)	49
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還金の額を与信管理上の信用リスク区分ごとに、そのキャッシュ・フローを、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

① 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

② 時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 社債

① 社債には、1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

② 時価については、社債の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) リース債務

① リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

② 時価については、リース料の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。

② 金利関連

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（連結貸借対照表計上額3,821百万円）及び長期預り敷金（連結貸借対照表計上額2,829百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都、福岡県及びその他の地域において、賃貸商業施設を有しております。

2022年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、925百万円（賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
9,588	△486	9,102	7,163

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、鑑定評価額等を基に合理的に調整した価額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 894円76銭

2. 1株当たり当期純利益 85円97銭

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,671	流 動 負 債	15,358
現 金 及 び 預 金	728	電 子 記 録 債 務	11
貯 蔵 品	11	短 期 借 入 金	5,000
前 払 費 用	543	1年内返済予定の長期借入金	5,842
未 収 入 金	1,187	1年内償還予定の社債	286
そ の 他	200	リ ー ス 債 務	618
固 定 資 産	63,960	未 払 金	894
有 形 固 定 資 産	48,309	未 払 費 用	9
建 物	12,659	未 払 法 人 税 等	352
構 築 物	713	預 り 金	2,010
工具、器具及び備品	873	前 受 収 益	200
土 地	31,093	賞 与 引 当 金	87
リ ー ス 資 産	2,971	設 備 関 係 支 払 手 形	35
無 形 固 定 資 産	1,022	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	4
ソ フ ト ウ ェ ア	727	資 産 除 去 債 務	5
電 話 加 入 権	25	固 定 負 債	25,675
リ ー ス 資 産	229	社 債	1,714
そ の 他	40	長 期 借 入 金	15,316
投 資 そ の 他 の 資 産	14,628	リ ー ス 債 務	2,887
投 資 有 価 証 券	345	退 職 給 付 引 当 金	1,014
関 係 会 社 株 式	18	長 期 預 り 敷 金	2,829
出 資 金	0	長 期 預 り 保 証 金	504
長 期 貸 付 金	19	資 産 除 去 債 務	1,162
長 期 前 払 費 用	525	そ の 他	244
繰 延 税 金 資 産	961	負 債 の 部 合 計	41,033
敷 金	3,814	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	8,614	株 主 資 本	25,545
そ の 他	355	資 本 金	10,229
貸 倒 引 当 金	△27	資 本 剰 余 金	7,980
資 産 の 部 合 計	66,631	資 本 準 備 金	7,974
		そ の 他 資 本 剰 余 金	6
		利 益 剰 余 金	9,938
		そ の 他 利 益 剰 余 金	9,938
		圧 縮 記 帳 積 立 金	24
		別 途 積 立 金	2,120
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,794
		自 己 株 式	△2,603
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	53
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	53
		純 資 産 の 部 合 計	25,598
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	66,631

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入		9,912
経 営 指 導 料		1,774
そ の 他 の 営 業 収 入		620
営 業 収 入 合 計		12,307
営 業 費 用		10,028
営 業 利 益		2,279
(営 業 外 収 益)		
受 取 利 息	32	
受 取 配 当 金	12	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	17	
テ ナ ン ト 退 店 収 益	34	
そ の 他	13	110
(営 業 外 費 用)		
社 債 利 息	0	
支 払 利 息	200	
社 債 発 行 費	23	
シ ス テ ム 開 発 中 止 に 伴 う 損 失	9	
そ の 他	54	288
経 常 利 益		2,100
(特 別 利 益)		
受 取 保 険 金	5	5
(特 別 損 失)		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
災 害 に よ る 損 失	17	
固 定 資 産 除 却 損	14	
子 会 社 株 式 評 価 損	71	
減 損 損 失	8	111
税 引 前 当 期 純 利 益		1,993
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	659	
法 人 税 等 調 整 額	△9	650
当 期 純 利 益		1,343

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 計	圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	10,229	7,974	6	7,980	29	2,120	7,474	9,623	△2,602	25,231
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,029	△1,029		△1,029
圧縮記帳積立金の取崩					△5		5	－		－
当 期 純 利 益							1,343	1,343		1,343
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)										
当期変動額合計	－	－	0	0	△5	－	320	314	△0	313
当 期 末 残 高	10,229	7,974	6	7,980	24	2,120	7,794	9,938	△2,603	25,545

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	27	27	25,259
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,029
圧縮記帳積立金の取崩			－
当 期 純 利 益			1,343
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	25	25	25
当期変動額合計	25	25	339
当 期 末 残 高	53	53	25,598

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

その他 定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～42年

また、事業用定期借地権上の建物等については、借地契約期間に基づく耐用年数にて償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

賃借期間で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の引当額として支給見込額に基づき計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	961

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）における企業の分類に応じて、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング、将来の課税所得の見積り等に基づいて検討しています。将来減算一時差異には解消見込年度が長期にわたるものが含まれており、また評価性引当額もあるため、企業の分類及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリングの検討が、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与えています。これらの検討は、将来の経営環境の変化の見込み及び各店舗の営業継続の見通しを基に行っていますが、これらの見通しが変化した場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		36,864百万円
2. 担保に供している資産	建物	4,410百万円
	土地	19,284百万円
	計	23,695百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	3,146百万円
	長期借入金	10,115百万円
	計	13,262百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務		
金銭債権	667百万円	
金銭債務	6,539百万円	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
不動産賃貸収入	6,088百万円
経営指導料	1,774百万円
営業費用	182百万円
営業取引以外の取引	10百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	6,418,171株
-----------------------	------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因は、減価償却限度超過額、減損損失、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、差入保証金、資産除去債務等であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が2008年3月31日以前の建物・構築物及び器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	マイティ・インコーポレーション(有) (注)2	福岡県福岡市	40	損害保険の代理業務等	—	—	損害保険取引	保険料の支払 (注)3	155	前払費用	92

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. マイティ・インコーポレーション(有)は、役員の近親者が100%直接所有しております。
3. マイティ・インコーポレーション(有)は、損害保険代理業を営んでおり、取引金額は当社がマイティ・インコーポレーション(有)を通じて損害保険会社に支払った保険料であります。また保険料については通常取引の保険料率に基づき決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容及 業務	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子 会 社	㈱ ミスターマックス	福岡県福岡市	10	小 売 業	(所有)直接 100.0	役員 2名	店舗等 賃貸及び経営 指導	経 費 等 の 立 替 (注)2 (注)3	540	未収 入金	667
								売 上 金 等 の 預 り (注)2 (注)4	2,064	未払 金	11
								資 金 の 入 借 (注)2 (注)5	4,512	預り 金	1,528
								不 動 産 の 賃 貸 (注)6	6,088	短期 借入金	5,000
								経 営 指 導 の 受 託 (注)7	1,774	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 経費等支払の一時的な立替を行っております。
4. 売上等の集金業務を受託しております。
5. 資金の借入は、契約に基づき、市場金利を勘案して決定しております。
6. 不動産賃貸料は、市場価格を勘案しつつ、協議の上で決定しております。
7. 経営指導料は、経営指導契約に基づき、協議の上で決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 771円22銭
2. 1株当たり当期純利益 40円48銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保英治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスターマックス・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 英 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスターマックス・ホールディングスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会や経営会議その他の重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役、執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社 ミスターマックス・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 石 田 富 英 雄 ⑩

常勤監査役 宮 崎 隆 ⑩

社外監査役 工 藤 雅 春 ⑩

社外監査役 佐 田 洋 平 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、業績に応じた配当を継続して行うことを基本といたしております。

第73期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、896,210,001円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、これまでも激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、効率性、健全性、透明性を重視した経営を推進してまいりました。また、毎年の取締役会実効性評価等も踏まえ、継続的にガバナンス向上に向けた取り組みを実施しております。

今回、戦略の議論に注力できるコンパクトな取締役会、子会社の業務執行体制を実現することにより、社外取締役を中心とした取締役会によるグループ全体の監督機能を発揮できる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。この移行に伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関について

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 <条文の記載省略>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行通り>

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 <条文の記載省略> 第2章 株式 第6条～第12条 <条文の記載省略> 第3章 株主総会 第13条～第15条 <条文の記載省略> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設> 第17条～第19条 <条文の記載省略> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。 <新設>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <削除> 3. 会計監査人 第5条 <現行通り> 第2章 株式 第6条～第12条 <現行通り> 第3章 株主総会 第13条～第15条 <現行通り> <削除> <u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第17条～第19条 <現行通り> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任) 第21条 <新設> 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新設> <新設> <新設> (代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会の決議によって取締役のうちから、社長1名、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	(取締役の選任) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ② 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ③ 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）のうちから、社長1名、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 代表取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）のうちから取締役会の決議によって選定する。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集) 第24条 <条文の記載省略> ② <条文の記載省略> ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第25条 <条文の記載省略> (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <新設> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 (取締役との責任限定契約) 第28条 <新設> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、法令が規定する額とする。	(取締役会の招集) 第24条 <現行通り> ② <現行通り> ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第25条 <現行通り> (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 (取締役への委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 (取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 ＜新設＞ 第6章 会計監査人 第37条～第38条 ＜条文の記載省略＞ 第7章 計算 第39条 ＜条文の記載省略＞ ＜新設＞ 第40条～第42条 ＜条文の記載省略＞	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。 ＜削除＞ <u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第37条～第38条 ＜現行通り＞ 第7章 計算 第39条 ＜現行通り＞ <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 第41条～第43条 ＜現行通り＞

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひらの よしあき 平 野 能 章 (1958年7月15日生)	1986年9月 当社入社 1987年4月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. へ出向 1989年4月 当社営業企画部長 1989年11月 当社取締役営業企画部長 1990年11月 当社常務取締役 1991年11月 当社専務取締役 1992年7月 当社代表取締役副社長 1995年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2008年4月 当社最高経営責任者兼最高執行責任者（現在に至る） 2017年9月 ㈱ミスターマックス代表取締役社長（現在に至る）	1,075,505株
	取締役候補者 とした理由	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の企業価値向上に努めてまいりました。今後も当社のさまざまな部門に精通する豊富な知識と経験を活かし、経営陣への的確な指示や指導に努め、企業価値向上と持続的成長に尽力することを期し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	お だ やすのり 小 田 康 徳 (1955年3月26日生)	1977年4月 当社入社 1994年7月 当社開発部長 1995年6月 当社取締役開発部長 1996年4月 当社取締役S C開発部長 2003年6月 当社常務取締役開発本部長 2008年4月 当社取締役常務執行役員開発本部長 2009年6月 当社取締役執行役員開発本部長 2011年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2015年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長 2015年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2017年9月 当社取締役執行役員管理部門管掌 2022年3月 当社取締役執行役員（現在に至る）	92,900株
	取締役候補者 とした理由	営業・開発・管理部門などで経験を積み、当社の取締役として長年にわたり経営に携わり、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。当社のすべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
3. 所有する当社株式の数につきまして、直接保有とは別に役員持株会において、平野能章氏：82株、小田康徳氏：220株を持分として所有しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやぎ たかし 宮 崎 隆 (1959年6月15日生)	1983年4月 当社入社 1999年4月 当社店舗運営部長 2000年9月 当社首都圏ブロック長兼新習志野店店長 2003年7月 当社商品本部第三部長 2008年8月 当社執行役員商品本部長 2013年4月 当社執行役員営業本部長 2015年6月 当社取締役執行役員営業本部長 2017年3月 当社取締役執行役員商品本部長 2017年9月 当社取締役執行役員リテール部門管掌 2017年9月 ㈱ミスターマックス取締役商品本部長 2018年3月 同社取締役営業統合本部長 2020年3月 同社取締役商品、店舗運営、営業企画管掌 2021年3月 当社取締役執行役員 2021年5月 当社常勤監査役（現在に至る）	35,260株
	監査等委員である取締役候補者とした理由	長年にわたり当社の営業・商品部門で豊富な経験を積み、小売業に関する幅広い知識を有しているため、多角的な視点から当社取締役会の監督機能強化の役割を果たし当社の持続的な企業価値向上に貢献して頂けるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	いえなが ゆかり 家 永 由佳里 (1974年10月26日生)	2002年4月 最高裁判所司法修習生（第56期） 2003年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 徳永・松崎・斉藤法律事務所 2015年6月 オーケー食品工業(株) 社外取締役 （現在に至る） 2015年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2021年12月 ハウステンボス(株) 社外取締役監査等委員 （現在に至る） 2022年6月 TOTO(株) 社外取締役監査等委員 （就任予定）	—
	監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として培われた豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進などガバナンス体制の強化に対して重要な役割を担っていたため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての高い見識と専門知識を活かし、独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	にしむら ゆたか 西 村 豊 (1955年11月18日生)	1979年 4 月 極東石油工業入社 1986年 3 月 ロイヤル・コペンハーゲン・ジャパン入社 1987年10月 ジェネラル・エレクトリック・インターナショナル入社 2003年 9 月 アメリカン・インターナショナル・グループ入社 2003年11月 リシュモン・ジャパン代表取締役C F O 2005年 7 月 同社代表取締役C O O 2005年11月 同社社長リージョナルC E O 2016年 1 月 カーライル・ジャパン顧問 2016年 2 月 ㈱おやつカンパニー 社外取締役 (現在に至る) 2016年 2 月 三生医薬㈱ 社外取締役 2017年 5 月 当社社外取締役 (現在に至る) 2017年 7 月 セイコーウォッチ㈱ 社外監査役 2017年 7 月 オルソリバーズ㈱ 社外取締役 (現在に至る) 2019年 6 月 ㈱TSIホールディングス 社外取締役 (現在に至る) 2019年 6 月 ㈱トキワ 社外取締役 2021年11月 ㈱アルファ 社外取締役 (現在に至る)	—
	監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	企業経営全般への見識と小売業界に係る知見を有するとともに、豊富な社外役員経験をもとに、様々な視点から意見や指摘・助言を行うなどガバナンス体制の強化に対して重要な役割を担っていただいているため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は企業経営を通じて培った経験と見識を活かし、独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	くどう まさはる 工 藤 雅 春 (1958年10月14日生)	1980年11月 クーパース アンド ライブランド (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 1982年 8 月 公認会計士秦野晃郎事務所入所 1985年 8 月 大和証券㈱入所 1989年 4 月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監 査法人) 入所 2107年 8 月 税理士法人TIC 顧問就任(現在に至る) 2017年 9 月 日之出水道機器㈱ 顧問就任 (現在に至る) 2019年 5 月 当社社外監査役(現在に至る) 2019年 9 月 ㈱ムーンスター 社外取締役	—
	監査等委員である 社外取締役候補者 とした理由及び 期待される役割	直接企業経営に関与された経験はございませんが、公認 会計士として専門的知識と豊富な企業会計に関する経験 等を当社の監査体制に活かし、会計及び財務の視点も踏 まえ当社の経営に助言を行うなど、経営の監督に対して 重要な役割を担っていただいているため、監査等委員で ある社外取締役として選任をお願いするものであります 。選任後は公認会計士としての豊富な経験と専門的知 識・知見を活かし、独立した客観的な立場で経営を監督 する役割を果たしていただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 家永由佳里氏、西村豊氏及び工藤雅春氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、家永由佳里氏、西村豊氏及び工藤雅春氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 家永由佳里氏、西村豊氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、家永由佳里氏は6年11か月、西村豊氏は5年となります。
5. 工藤雅春氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、3年となります。
6. 当社は、各候補者との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
7. 当社は、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査等委員に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
8. 所有する当社株式の数につきまして、直接保有とは別に役員持株会において、宮崎隆氏：72株を持分として所有しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額設定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2019年5月24日開催の第70回定時株主総会において上限を年額400百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額を設定するため、現在の取締役の金銭報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額の上限を、年額300百万円と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本総会後の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次頁のとおり改訂する予定であります。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

＜取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

1. 報酬決定の方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、下記の【考え方】の通り、優秀な人材を確保するとともに、業績の向上及び企業価値の増大に対する取締役（監査等委員を除く）へのインセンティブ効果が発揮される様、職責と業績への貢献実績に応じて基本報酬及び賞与等の額を決定することを基本方針としており、更に、CGコード【原則4-2】に基づき、譲渡制限付株式を付与することとし、指名・報酬諮問委員会の答申結果を最大限に尊重して、総合的に検討する。

【考え方】

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期的な目標達成に対する貢献意欲の向上と投資家とのエンゲージメントを促進する
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月額固定報酬とし、他社水準を参考に役職者毎の報酬レンジを定め、役職に基づく夫々の職務と責任の範囲、及び業績評価を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績に連動した役員賞与支給に関するガイドラインの条件を全て満たした場合、現金報酬にて毎年、一定の時期に支給する。また、各取締役への配分は、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬額（年額300百万円以内）から月額の固定報酬を除いた金額をもとに、賞与金額を算出の上、個人別評価に基づき算定する。役員賞与支給に関するガイドラインの条件は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

【賞与支給ガイドライン】

- ・事業年度が求める営業利益率目標を上回ること
- ・事業年度が求めるROE目標を上回ること
- ・営業キャッシュ・フローがプラスであること
- ・年間を通じて安定的な配当ができること

4. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役（監査等委員を除く）には、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間3～50年間）を付与するものとし、付与数及び支給時期は、株主総会終了後の一定期間以内の取締役会にて決定する。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等および非金銭報酬等の額の報酬全体に占める割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）は、固定の金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬等である賞与、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の割合がおおよそ7：2：1となるように支給する。

尚、業績連動報酬等は、業績評価によって報酬全体に占める割合は、約20％～0％の範囲内で設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の金銭報酬額の上限を年額100百万円と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の金銭報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2019年5月24日開催の第70回定時株主総会において上限を年額400百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額設定の件」及び第6号議案「監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件」をご承認いただきますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額の上限は年額300百万円、当社の監査等委員である取締役の金銭報酬額の上限は年額100百万円となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の金銭報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と

対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合は、ご承認いただいた内容と整合するよう、当該方針を59頁記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものいたします。

以 上

＜インターネット等による議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2022年5月25日（水曜日）午後6時まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより、議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。その場合は「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要ですが、セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみになります。2回目以降はQRコードを読み取っても、「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- (3) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■ システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】本総会につき、議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市博多区東光二丁目22番15号
博多国際展示場&カンファレンスセンター
4階401ホール
TEL:092-441-9781

本総会の開催場所は、前年とは異なっておりますので、ご注意ください。



◎交通のご案内

■博多駅より

筑紫口／東4番出入口より徒歩約13分

博多バスターミナル1階14番のりばより約4分（2停）

「東光二丁目」バス停より徒歩約2分

■地下鉄東比恵駅より

7番出入口より徒歩約11分

■福岡空港より

「福岡空港国内線ターミナル南」バス停より快速で約8分（3停）

「東光二丁目」バス停より徒歩約1分